

研修会「障害者・高齢者虐待防止に向けて施設・事業所に求められる体制整備と身体拘束・行動制限の廃止を考える」

開催要項

1 目的

本研修は、障害者・高齢者の施設・事業所管理者や市町村における権利擁護担当職員等を対象に、虐待防止に向けた施設や事業所に求められる体制整備と身体拘束・行動制限の廃止のための取組を学び、さらに理解を深める機会とする。

2 開催方法

(1) 日程・受講方法について

(日時) 令和6年2月頃から1か月程度

(方法) 事前申込は不要です。講義動画を視聴し、所定の受講後アンケート（「京都府・市町村共同電子システム」に掲載。回答方法はオンラインのみ）に回答してください。なお、一定期間中にアンケート回答の提出がない場合は受講したことになりませんので、ご注意ください。

※ワムネットに掲載する URL にて各自視聴してください。YouTube にアクセスできる環境があれば受講して頂けます。なお、視聴可能期間はワムネットに告知し、別途案内はいたしませんので、各自ご注意ください。

(2) 研修内容

聴講時間 (目安)	内容	講師
20分程度	身体拘束と虐待防止について	京都府健康福祉部 障害者支援課
45分程度	障害者・高齢者虐待防止について	植草学園大学 教授 野澤 和弘 氏
60分程度	施設・事業所に求められる障害者・高齢者虐待防止に向けた体制整備と身体拘束・行動制限の廃止について	千葉県 社会福祉法人フラット 林 晃弘 氏

(3) 研修の対象者

- ・障害福祉サービス事業所管理者またはその代理者
- ・介護保険事業所管理者またはその代理者
- ・高齢者入所施設、老人ホーム等の施設長またはその代理者
(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等)

- ・市町村障害者権利擁護担当課職員（管理職、担当者）、市町村虐待防止センター職員
- ・市町村高齢者権利擁護担当課職員（管理職、担当者）
- ・地域包括支援センター職員
- ・京都府保健所（企画調整課・保健課・福祉課）担当職員
- ・京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター運営委員会専門部会員

（４）主 催

京都府

（京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター）

（５）申込に係る注意点

- ・参加者が各自、オンラインで講義が聴講できる環境であることが参加要件です。
- ・受講証明は発行いたしません。必要に応じて、各施設・事業所にてアンケート回答を印刷し保存して下さい。